

第2 中継ポンプ場他2 施設撤去品売却に関する仕様書

第2 中継ポンプ場他2 施設における改築更新工事等に伴って発生した撤去品売却に関して必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

(売払撤去品)

第1条 滑川市（以下「甲」という。）が売払う撤去品は、別添の撤去品明細に記載されるものとする。ただし、重量等の数値は概算であるため、必要に応じ、物品の公開期間中に現地で撤去品を確認すること。

(入札書の範囲)

第2条 買受人（以下「乙」という。）が提出する入札書には、評価に要する経費、解体費、運搬費、スクラップ売却費、消費税その他買受に要するすべての経費等が含まれるものとする。

(撤去の場所及び期限)

第3条 甲は、撤去品を次により乙に売払うものとする。

(1) 撤去場所 富山県滑川市笠木 124 番地
滑川市浄化センター敷地内

(2) 撤去期限 令和7年11月28日

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(履行期限の延長)

第6条 乙は、その責めに帰すことができない理由、その他正当な理由により履行期限内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なく、その理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議し、書面をもって定めなければならない。

(損害の負担)

第7条 委託業務の処理に関し生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検収)

第8条 甲は、前条により乙に撤去品を売払った場合、直ちに乙に検収を請求し、乙は甲の立ち会いのもと遅滞なく検収を行うものとする。

(契約金額の変更)

第9条 乙は、撤去品の計量及び目視確認等を処分工場で行った結果、当初に提出した入札額との差異が生じた場合であっても、金額の変更や精算は行わないものとする。

2 売買契約締結後に、売買物品に種類、品質、数量の不足その他契約内容に適合しない状態があることを発見しても、契約の解除、売買代金の減額、損害賠償の請求をすることはできないものとする。

(代金の支払)

第10条 乙は、代金の支払いについて、甲が売払った撤去品の数量に対する適法な支払い請求を受理した日から起算して30日以内にその代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第11条 乙が正当な理由なく前条の期間内に代金を支払わないときは、当該支払金額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント(当該納付期日から10日を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を甲に支払うものとする。

2 乙が正当な理由なく第1条に掲げる撤去品の全部又は一部を撤去期日までに撤去しないときは、その数量及び経過日数に応じて契約金額に対し政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

※令和3年4月1日から適用の利率 年2.5パーセント

(財務省ホームページ)

(解約)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解約することができるものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく、撤去期限までに撤去品を撤去しないとき
- (2) 乙が本契約の履行について不正行為をしたとき
- (3) 乙が解除を申し出たとき

(違約金)

第 13 条 前条の規定により解約したときは、乙は、契約金額の 20 パーセント以上に相当する額以上を違約金として、甲に支払うものとする。

(個人情報の取扱い)

第 14 条 乙は、委託業務の実施における個人情報の取扱いについては、次の各号に定める事項に留意のうえ、適切に取り扱うものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適切に管理すること。
- (3) 甲から取得した個人情報にあつては、当該個人情報を甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。
- (4) 個人情報は、業務終了後、速やかに甲への返還、廃棄（消去）その他適切な措置を講じなければならないこと。
- (5) 個人情報について、漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(業務従事者への周知)

第 16 条 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た内容及び個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、必要な事項を周知させるものとする。

(その他)

第 17 条 その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度、互いに協議するものとする。